

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

控訴審第2回公判

いつの間にか通産大臣が被告に

国側の不法で審理進まず

2月9日朝7時すぎ、早春の朝の寒さの中で、大阪の支援の会の人たちの前後に、各地の電力会社員らしい人々も裁判所玄関前に列を作る熱心さ。香川の解放同盟の若者が、列に並んでいる電力社員の一人一人に、「どうしてやってきたの? 個人できたと云っても給料はもらっているのやろ? 原発に苦しめられている住民の気持が分らないのか?」などと問いかける。無言で週刊誌を読むふりをする人もあれば、「うるさいな、ほっといてくれ」と横向く人もいる。

8時すぎに、香川県評の労働者が、現地や各地からの人々のために列を作る。まもなく、乗用車に分乗した原告ら住民が到着。夜中の1時半に伊方を出発したとのこと。矢野さん、井上さん、広野さんらが、お年にもかかわらず、元気を足どりで傍聴の支援の人たちにあいさつして回られる。4ヶ月前、車から降りるや、発作を起された亡き福野さんのことを思い、「どうか無理されないように」と願う。

今回は各地から、新顔の若い支援の人たちがつぎつぎに列に入る。埼玉、徳島、高知、広島、福岡、などなど。あちこりで、新顔同士あいさつや、ピラの交換などの交流が始まる。握手して回られる矢野さんたちの顔に

も、長い旅の疲れも忘れたようにうれしさが浮ぶ。

傍聴券配付までの時間、控室で休んでいる傍聴の人たちに、伊方名物となっている浪下さんの、そして、若者も驚くほど元気な矢野さんの「演説」が始る。内容は、過日の伊方原発での一次冷却材漏れ事故をめぐる四国電力のずさんさと不誠意さの報告である。電力関係の人たちは、顔を上げることもできずに下を向いたまま。

10時30分に予定通り開廷。小西裁判長にうながされて、被告国側の代理人が立ち、すでに提出済みの準備書面(次項参照)の陳述を始めようとした。その時、原告の広野さんが立ち、「裁判長、この国側の準備書面の最初に、被控訴人が総理大臣から通産大臣にいつの間にか変わっていますが、これはどうしてか説明して下さい」と異議を訴える。続いて立った仲田弁護士はじめ弁護団の人たちが、「裁判所の掲示板にも、通産大臣が被控訴人となっている。こんな勝手なことがどうしてできるのか、その法的根拠を、被告も裁判所も説明してほしい」とこもごも抗議する。

不意の異議申立に面喰った様子の国側岩淵検事は、「いったい何を言いたいのか。国は

一体だから誰であっても同じこと。総理大臣とみなされる通産大臣とも言えるし、通産大臣とみなされる総理大臣でもある」と、権力的な没論理で広酬。裁判長も国を支援するように、「伊方原発許可処分当時の処分者が総理大臣であるということに変わりはない。したがって、被告を誰にするかというのは表示（書き方）をどうするかという法律問題にすぎない。こういう問題は、こんなところで議論してもきまらないから、あとで冷静に考えてきめることにし、審理を進めたい」と驚くべき発言で応える。

弁護団から、「民事や行政事件では、当事者が誰かということが、裁判をはじめに当って重要な手続問題であることは裁判所もよく知っているはず。それを、まるで常識で判断できるかのように考えている被告や裁判所の姿勢は許せない。そんな無茶なことが許されるといふのなら、その法的根拠を示せ」との追及が続く。また荻野補佐人からは、つぎのような核心をつく抗議の発言があった。「この訴訟では、通産省の技術顧問会が安全審査に参加したことの不法性、つまり、推進と規制との融着を、原告らが問題とし追及していることを裁判所も思い出してほしい。そうしたら、「表示の問題である」とか、「あとできめる」などと、簡単に取り扱える問題でないことが理解できると思う」と。

国側は、「原子炉規制法が改正され、商業用原発の許可権限が通産大臣に移り、同時に、経過規程として、総理大臣が行った許可処分は通産大臣が行ったものと見なす、ということがきめてあり、それが法的根拠である」と答えた。しかし原告側は、「それは行政が便宣上やったことであり、そのことが自動的

に被告を変えることにはならない。変える際にはそのための手続が不可欠ではないか」と、法律のイロハを解説した。また原告の矢野さんは、「先日、2号炉訴訟の裁判官忌避却下があり、その上告のために松山地裁に行った際、被告名として大平さんを書いたら、もとの福田さんにしておけと言われた。ところがここでは、福田さんではなく、通産大臣だという。いったいどうなっているのか」と、国側のでたらめさを追及。

原告側の追及を受け、かなり長時間の合議の後、再び法廷に姿をあらわした裁判長は、つぎのように発言した。「このまま大勢が発言していてもまとまらないから、双方から書面で意見を提出してもらい、それに基づいて裁判所として判断を示したい。今回は5月25日ときまっているからその機会にでも」と。

この決定に驚いた国側は、5分間の休憩を要求。再開後の法廷で国側はつぎのように発言。「裁判所の判断には従うが、この問題の決着がつかないと訴訟の進行ができないというわけではない。原告は、ここに出ている国側代理人は通産大臣から委任されているから無効だというが、我々検事は法務大臣から委任されていて被告が誰になっても関係ないから、予定通り準備書面の陳述をやらせてほしい」と、被告を誰にするかを先決するかに見えた裁判長を突き上げた。

何と驚いたことに、裁判長は、いとも簡単に前言をひるがえして、つぎのように宣言したのである。「それでは、午後1時半に再開し、そこで一応の判断を示す。意見があれば後日に書面で出してほしい」と。この変心ぶりに、原告・弁護団から激しい抗議の発言が続く。「つい数分前の決定を、このようにひ

っくり返す裁判所を信じてこんごの審理を続けることはできない」、「判断を示してから
の書面提出とは何ごとか」、「被告が誰かを
めぐって争われたこれまでの判例と同様に、
このような重要な問題については、書面で裁
判所の判断を示すのは当然である」、などな
ど。

原告側の怒りに押された裁判官らは、再び
変身。なおも抗議する国側に、「あんなに原
告がいうのだから、このところは一つ」と
、見苦しいわびを入れつつ、次回に書面で判
断を示すことと、本日の審理を打切ること
を宣言して閉廷となる。

このやりとりの中で裁判長は気にかかる発
言を行った。原告側が被告を誰にするかの手
続問題を優先してほしいと要求した際、裁判
長は、「審理を促進するということは原告側
も諒解しているはず」と発言。前回にも、「
もう双方の主張はよく分っているから」と、
今にも判決できそうなそぶりを示していた裁
判長の姿勢が思い出された。すかさず弁護団
から、「どう受取っておられるか知らないが
、原発の危険性を裁判所にも十分理解して
もらった上で判断してほしいというのが、一審
の反省に立った原告らの願いである。もち
ろん、そのための審理促進には協力するが、早
ければいいということでは決してない」と釘
をさすように発言。また裁判長は、被告変更
問題を棚上げすることに強く抗議した原告側
に、「ムダな時間を使いたくない」と発言し
、藤田弁護団長から「何がムダなのか」と抗
議され、あわてて「取消します」とあやまる
場面もあった。

そうした裁判所の姿勢は、次回の審理の進
め方についての発言にもあらわれていた。す

なわち、「次回にでも証拠調べの審理に入っ
ては」との発言である。この発言に対しても
弁護団は、「まだ双方の主張がかみ合ってい
ないから、原告側の反論を書面として次回に
出すことにし、十分に争点を煮つめたい」と
当然の主張をし、それが受入れられた。結局
次回には、まず国側が今回予定していた陳述
を行った後、住民側が、次回までに提出する
反論の準備書面を陳述することに決定した。

また次々回は、6月25日ときめられたが
、その際、原告側から、「10時半の開廷で
は、夜中に現地を出発することになり、亡く
なられた福野さんのことを考えても、老年の
原告のために開廷を午后にしてみたい」と
要望した。ところがこれに対し裁判長は、
「午后からにすると回数が増えるだけだ。何
も無理をしてやってくることはない」と驚く
べき暴言をはいた。弁護団から「できるだけ
当事者の参加を配慮するというのが裁判のあ
り方ではないか」とたしなめられたが、結局
、「10時半からにする」と宣言。

開廷後、裁判所の横庭で総括集会。徳島の
阿南市の反原発運動を代表してかけつけた掠
本さんを先頭に、各地からの参加者が、つき
つぎに、それぞれの運動の紹介と原告ら伊方
の住民を激励するあいさつをのべたあと、原
告団を代表した広野さん、藤田弁護団長、星
野補佐人らが、それぞれに、決意と裁判のこ
んごの見通しなどを報告。そして、「門前払
い」の主張を強力に打ち出してきた国の姿勢
と、今回の訴訟指揮にあらわれた裁判所の疑
問の多い態度とを肝に銘じつつ、腰をすえて
伊方裁判を斗い抜くことを誓い合い、「ガン
バロー」を唱和して散会した。(Q)

国側が準備書面を提出

“門前払い”の主張を重点に

控訴審第2回公判の直前に、被告国側は、「控訴人（原告）らの準備書面に対して反論し、本件訴訟における被控訴人（被告）の従前の基本的な主張は、おおむね網羅されている」との準備書面を提出した。

B5版280頁の書面は、第一編総論と第二編各論とから構成されている。総論では、最も重点の置かれている「原告適格についての再論」（“門前払い”の要求）はじめ法律論が中心で、原発の必要論と安全性概説も含まれている。各論は、燃料、圧力容器、ECCS、平常時被曝、災害評価および自然的立地条件の各技術的問題点と、許可手続の違法性についての、原告住民側への反論がのべられている。

当然のことながら、国の主張を全面的に認めた柏木判決を最大限に活用しつつ、その唯一の“欠陥”であった“門前払い”の否定をくつがえすために、威丈高な権力意識むき出しの主張を展開しているのがその特徴である。しかし一方では、原告住民側の主張に対して、これまで通りの一般論で受け流したり、つくりのための逃口上で補強したりしている点も目立っている。

この国側準備書面に対しては、次回公判（5月25日）までに、原告住民側から、反論も含めた明快な主張展開が準備書面として提出されることになっている。ここでは、国側の主張の性格が最もよくあらわれている“門前払い”の再論の概略を紹介しておこう。なお、全文をお読みにになりたい方は、ブルーコ

ビー用の原版がありますので、事務局まで連絡して下さい。（事務局）

国側が、その準備書面第一編第一章「原告適格についての再論」でのべている“門前払い”要求の理由は、以下の5項目である。そのいずれもが、すでにこれまで主張されてきたものであるが、新しい最高裁判決をことさらに引用したり、内容を再構成したりして、一そう権力的な姿勢を明確にしたといえる。

（1）国が第一の理由としてあげていることは、伊方原発許可処分の法的根拠である「原子炉規制法」は、国民に対し一般に禁止されている原子炉の建設行為を、条件付きで申請者（電力会社）に許可したものであって、そのために周辺住民の利益が侵害されることはあり得ないという、いわば“法律建前論”である。

「原子炉設置許可は申請者について原子炉設置に対する一般的禁止を解除し、申請者に当該原子炉を適法に設置し得る法的地位を取得させる処分ではあるが、右許可自体も、原子炉設置の一般的禁止とその解除という同法の定める規制手段の一環をなすものであるから、右の規制目的の実現に資するものとして位置付けられるべきものであり、右許可及びそれに至る手続を通じて周辺住民を含む一般国民の利益が守られることはあっても、それによって直接その利益が侵害されることは性質上あり得ないものといわなければならない。

ちなみに、原子炉設置許可に際し、規制を行うべき事項のうちの一部のものにつき規制

をしなかったという違法があったという場合を仮定してみても、それだけでは単に一般的禁止が違法に解除されたという法的状態が生ずるだけのことであり、それによって直接第三者の利益を害する結果が生ずるといことはあり得ない。すなわち、控訴人らが違法な原子炉設置許可によって第三者である周辺住民に生ずると主張する被害は、控訴人らも認めるように、右許可によって直接生ずるものではなく、原子炉設置者の原子炉運転行為がなされることによって初めて生ずるおそれが出てくるという性質のものであり、しかもそれは原子炉設置者において次の二において述べるような第一次的安全確保責任を十分に果たさえずれば理論的には発生を防止し得る性質のものである。また、原子炉設置許可は、後記の第三及び第四で述べるとおり、周辺住民に対し原子炉の運転行為によって生ずるおそれのある被害の受忍を命ずる効果をもつものでもない。

そして、原子炉等によって損害を被るおそれがあるとする周辺住民は、第一次的責任者である原子炉設置者に対し妨害予防の訴えなどの民事訴訟を提起することによって右の被害の発生を予防する道があるから、本件訴訟のように行政庁の規制権限の行使の違法を問う抗告訴訟についてまで、第三者である周辺住民に原告適格を認める必要性は通常の場合認められないといえよう。」

(2) 国側が主張する第二の理由は、設置許可処分だけでは原発は建設できないし、住民の損害も生じることなく、運転開始に至るまでの後続の諸行政処分も責任があるとの、いわば「許可行為の段階論」といべき責任回避の主張である。

「原子炉設置許可手続は発電用原子炉の安全性を確保するために原子炉等規制法が予定している規制手段のすべてではなく、同法が定めている一連の段階的、複合的規制の体系全体の冒頭に位置する一手続にとどまるものであり、原子炉設置許可が与えられても、その許可を受けた者は、それだけでは、控訴人らが被害発生の直接の原因として主張する「原子炉の運転」をすることができる地位を取得するものではない。

すなわち、①発電用原子炉を設置しようとする者は内閣総理大臣の許可を得なければならず(原子炉等規制法二三条)、②その後工事に着手するに際しては、具体的な工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない(電気事業法四一条、原子炉等規制法七三条参照)、そして、③原子炉の運転を開始するに際しては、建設・工事の工程ごとに使用前検査に合格しなければならない(電気事業法四三条)、更に④運転開始後においては一定の時期ごとに定期検査を受けなければならないのである(同法四七条)。

この点について、原判決は、原告らの主張の趣旨は、本件許可処分の際に生ずる原子炉の安全審査に過誤、欠落があることから、それによって原告らが本件原子炉により被害を受けるといふものであると解される。したがって、本件許可処分に後続する各種の処分があり、かつ、原告らの主張する被害は、原子炉の運転という事実行為より発生するものであるからといって、原告らの主張の被害が本件許可処分によるものでないとはできない。」と判示し(原判決C a七ページ)、本件許可処分と控訴人らの主張する被害との間に単なる因果の連鎖さえ存在すれば控

訴人らに本件許可処分取消しを求める利益が認められるとする立場に立っているようであるが、原判決の右の判示は、行政処分と被害の発生との間に「必然性」の要件を要求する前記最高裁判決の趣旨に明らかに反するもので、失当である」

(3) 国側の第三の理由は、(1)および(2)にのべたことをふまえて、四国電力に対する許可処分ということでは第三者の周辺住民に、抗告訴訟を起さねばならぬ利益は全くないとの、「周辺住民無関係論」ともいふべき主張である。

「抗告訴訟は、行政処分に公定力が付与される結果、行政処分によって自己の権利若しくは法律上の利益を害される者が民事訴訟等においてそれを争い得ないという不当な結果となることを救済するために、行政処分の公定力を排除する制度として行訴法によって特別に認められた訴訟型態である。しかし、本件原子炉設置許可によって、控訴人らに対し、その主張するような被害の受忍を命ずる効果が生ずるものでないばかりでなく、控訴人らは、これにより何らの法的効果も受ける立場にないのであるから、控訴人らに抗告訴訟によって本件原子炉設置許可の公定力を排除すべき利益は認められないといわなければならない。」

(4) 国側の第四の主張は、今回の書面で最も補強された部分であり、住民をないがしろにしている権力の姿勢が浮きぼりされている。すなわち国側は、原発の許可処分を守られているのは「公共安全」(この意味不明語を「公益」という語にすりかえている)であり、住民どもの「私益」ではないと言い放っている。

「抗告訴訟の本質は、違法な行政処分に対する権利救済の制度であるから、一般に抗告訴訟を提起し得る者は、当該行政処分の取消し等によって回復すべき自己の法律上の利益を有する者、すなわち当該行政処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害される者をいうと解すべきである。そして右にいう法律上保護された利益の意義について、前掲最高裁昭和五三年三月一日判決は、「行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であって、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきものである。」と判示している。

原子炉等規制法一条によれば、同法律が「原子炉等による災害を防止して公共安全を図る」という公益の実現を直接の目的としていることは明らかである。そして、原子炉施設周辺の住民を含む一般国民は、右の公益が実現されることによって、原子炉等による災害から必然的に保護される結果となるのであるから、原子炉施設周辺住民を含む一般国民の右利益は、講学上のいわゆる反射的利益に該当し、原告適格を基礎付け得る法律上の利益には該当しないといふべきである。

ところで原判決は、「規制法、特にその二四条一項四号は、公共安全を図るのと同時に、原子炉施設周辺住民の生命、身体、財産を保護することを目的としている。」と判示する(原判決C5五ページ)。

しかしながら、原子炉等規制法二四条一項四号が「原子炉等による災害の防止」という

公益の保護を目的とすることはその文言上明らかであるが、それと同時に原子炉施設周辺住民の私益の保護を目的としていると解すべき実定法上の根拠はない。もっとも右にいう原子炉等による「災害」の意義が原判決のいうように「多数人の生命・自体、財産に損害を及ぼすこと」と同義であり、したがって、右にいう「災害の防止」という公益は多数人の個人的法益（私益）の集合したものと解すべきだとしても、以下に述べるとおり、そのことから直ちに右の規定が原子炉施設周辺住民の私益をことさらに保護しているという結論にはならない。

原告適格をも広く一般化することにより訴訟の客観化を図ろうと試みる見解もある。しかし、もし、かかる見解を肯定し、原告適格を広く公共の背後に存する不特定多数の個人すべてに認めるに至れば、三権分立機構の中での行政作用に対する司法作用の介入、更には具体的な事件又は争いとは直接関係のない一般国民が、行政部の措置に対する不平不満を投げつけるための手段として裁判所を利用することを承認することとなり、その結果裁判所をして行政に一般的に干渉させることとなり、三権分立の否定につながる事態を招くことにもなりかねない。

（５）国側の最後の主張は、従来からのもので、行政処分によって受ける損害ないし不利益の過程と内容を具体的に主張せよ、というものである。

「原判決は「証人藤本陽一、同榎田、同久米、同市川の各証言に照らせば、原子炉の平常運転時における微量放射線の被ばくによる障害の発生の危険性の存在や、原子炉の炉心溶解に至る事故の発生することを指摘する

専門家の見解があることが認められ、したがって、原告らの主張が直ちに、論理性、経験性、具体性を欠いた仮定的な見解であると即断することはできない。」と判示する（原判決C a 六ページ）が、本件のように行政処分と発生すると主張されている被害の発生との間の因果関係を認定するのに高度の専門技術的判断を要する分野については、事柄の複雑性の故に常に反対の見解が存在することは避けられないことであるから、このような場合に、専門家の見解の中味を吟味することなしに、ただ単に控訴人らの主張にそう専門家の見解が存在するという理由だけで右のように判示し、控訴人らの原告適格を認めることは、結局のところ、被害発生の危険性を抽象的に主張しさえすれば原告適格を認める立場とさほどの差異はないということになる。そうだとすれば本案審理を開始する要件でもある原告適格はほとんどその存在意義を失い、前記のような本案前の問題の有する意義（すなわち本案審理の必要性のない訴えを整理し、裁判所の無駄な手数を省略し、必要のない訴訟に対する応訴の煩わしさから被告を解放することを本旨とする一方、特に行政訴訟にあっては、そのみにとどまらず、行政と司法との役割分担、行政に対する司法の関与条件の設定という重要な機能を営むこと）を無に帰させることとなるだけでなく、このような場合にまで原告適格を認めることは、個別・具体的な利益の救済を目的とする取消訴訟を民衆訴訟と区別し難くする結果を生じ、主観訴訟を建前とする法の趣旨にも反することとなる。」

伊方2号炉訴訟

松山地裁が裁判官忌避を却下

住民側高松高裁に抗告

伊方2号炉許可処分取消訴訟を担当することになった三名の裁判官のうち、岩谷憲一裁判官に対し、原告住民側は忌避を申立てていたが、申立後4ヶ月もたった1月19日に、松山地裁の田村秀作裁判長は、下記の「決定」を各原告あて送付し、その申立を却下した。

原告団では、できるだけ早期に実質審理に入ることを希望しているものの、長期間にわたって決定を遅らせただけにしては、あまりにもお粗末な判断をとりてい受入れられないとして、1月26日、下記の「抗告状」を高松高裁に提出し、受理された。

決 定

申立人 別紙一「申立人の表示」

に記載のとおり

右申立人らから、松山地方裁判所昭和五三年行(イ)第二号伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件について、裁判官岩谷憲一に対し、忌避の申立があったので、当裁判所は、次の通り決定する。

主 文

本件申立を却下する。

理 由

一 本件申立の趣旨及び理由は別紙二記載のとおりであるが、申立人の理由の要旨は、裁判官岩谷憲一は、申立人広野房一、同西園寺秋重の両名が四国電力株式会社を被告として提起した松山地方裁判所昭和五一年(イ)第九三号、同第九四号第三者異議事件において、右

申立人両名がいずれも四国電力株式会社伊方原子力発電所建設に反対運動(原発反対運動)をしていることを理由として、右両名に不当に不利益な判決をしたところ、右は、同裁判官が原発反対運動を行う者に対して不当な偏見を抱いていることをうかがわせるに十分であり、同裁判官につき裁判の公正を妨ぐべき事情が存在するというにある。

二 よって判断するに、申立人らが四国電力株式会社の伊方原子力発電所建設に反対していることは一件記録上明らかであるところ、疎明資料によれば、申立人ら主張の第三者異議事件において、同事件担当の裁判官岩谷憲一は、主要な争点の一つである申立人大沢喜八郎と申立人(同事件原告)広野房一との間の立木等売買契約の効力につき、右両名が伊方原子力発電所の建設に反対の立場をとっていることのほか一〇個の事実を認定し、これらの事実を総合して、右売買契約が通謀虚偽表示によるものであって、無効である旨認定判断し、申立人広野房一の予備的請求を棄却する旨の判決をしたことが認められる(なお、同事件において、同裁判官が申立人広野房一、同西園寺秋重のその余の請求につき右と同様の認定判断をしたと認めることのできる資料はない。)

しかし、右の事実は、なんら同裁判官が原発反対運動に不当な偏見を抱いていることをうかがわせるものではなく、記録を精査しても、他にこれを推知するに足りる客観的事情

の存在を認めることはできない。

よって、本件申立は理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

昭和五四年一月一九日

松山地方裁判所

裁判長裁判官 田 村 秀 作

裁判官 仲 渡 衛

裁判官 郷 俊 介

抗 告 状

原告人（原告）川口寛之 他三二名

（被告）内閣総理大臣

福 田 赴 夫

右原告と被告間の松山地方裁判所昭和五三年（行）ウ第二号伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件について、昭和五四年一月一九日松山地方裁判所民事部において、裁判官岩谷憲一に対する原告人の忌避申立を却下する旨の決定をなしたが、この決定にたいし原告人は、不服であるから、即時抗告いたします。

昭和五四年一月二六日

右原告人（原告）広野房一 他三一名

（原告人の表示は別紙の通り）

高松高等裁判所 御 中

原決定の表示

事件番号 昭和五三年（行）ワ第二号
主文 本件忌避申立は却下する。

抗告の趣旨

- 一 原決定を取消す。
- 二 松山地方裁判所昭和五三年（行）ウ第二号伊方発電所設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件について、裁判官岩谷憲一に対する忌避は、理由があるものと認める。

との決定を求める。

抗告の理由

一 前記決定に対する原告人の不服理由はつぎのとおりである。

二 原告人等を原告とし内閣総理大臣福田赴夫を被告とする伊方発電所原子炉設置変更（二号炉増設）許可取消請求事件は松山地方裁判所民事第二部において、昭和五三年（行）ウ第二号事件として裁判官渡辺貢・松野勉・岩谷憲一担当により審理中である。

ところで、岩谷裁判官はさきにこの原告人である広野房一・西園寺秋重を原告とし、四国電力株式会社を被告とする昭和五一年（ワ）第九四号第三者異議請求事件の担当裁判官として昭和五三年六月二七日判決を行った。岩谷裁判官はこの判決のなかで、原告が原発反対をしている故をもって立木売買は仮装であると断定しているのである。

このことにより原告人（原告）等の信用は著しく傷つけられ、原発反対運動を行う者に対し、裁判で最も恐るべき予断と偏見をもって判決を行ったことが十分伺えるものであった。

原告人等の右のような忌避の理由に対し昭和五四年一月一九日松山地方裁判所は決定理由のなかで、「同事件担当の裁判官岩谷憲一は、主要な争点の一である申立人大沢喜八郎と申立人（同事件原告）広野房一との間の立木等売買契約の効力につき、右兩名が伊方原子力発電所の建設に反対の立場をとっていることのほか〇個の事実を認定し、これらの事実を総合して、右売買契約が通謀虚偽表示によるものであって無効である旨認定判断し、申立人広野房一の予備的請求を棄却する旨の判決をしたことが認められる。

・・・しかし、右の事実は、なんら同裁判

官が原発反対運動に不当な偏見を抱いていることをうかがわせるものでない」としている。

三 松山地方裁判所昭和五一年(ワ)第九三・第九四号第三者異議請求事件にかゝる抗告人広野房一等の立木売買の契約については広野房一等が居住する地方では古くから一般的に通用する方法で取引、契約されているものであり若しこのような方法が効力がないとする判断は、地域社会の良風を乱し、個人生活を根本から覆すものであり、このことは裁判官自体よく承知していることであり、若し承知していないとすれば人を裁くことは出来ない筈であります。この地域住民誰もが日常的に行い信じて疑わない契約が何故、効力がないといわれるのか。原決定では広野房一等が原発建設に反対している旨をもってこの契約が仮装であると判断したことを認めながらもなお岩谷裁判官が原発反対運動に不当な偏見を抱いていないとしているが、若しこの論理が通用するのであれば、法律をいじくりそれを職業とする者のみに通用するものであり、善良な地域住民には全く通用しない論理である。

又この立木売買について関係のあるとみられている四国電力株式会社の山口社長自ら東京で発行している国際経済という月刊雑誌に立木が売買されていることを認めて公言しているほどである。

抗告人(原告)広野房一等は勿論、四国電力株式会社でさえ立木の売買を認めているにもかゝらず、ひとり岩谷裁判官だけが仮装等と判断することは原発建設に反対している者に対する偏見以外のなにものでもないと信ずるのである。

四 (三)のように、原決定は事実を十分精

査しているものと思えず、私たち承服することとは断じて出来ません。

危険と不安に満ちた伊方発電所二号炉はこうしているなかにも建設が日々進んでいるやにきいているが、私たちは一日も早く松山地方裁判所において昭和五三年(行)ウ第二号伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件の実質的審理を進めたいのは山々であります。しかし、岩谷裁判官のような過去に於て、歴然と原発建設に偏見を抱いているような裁判官のもとではこの裁判をすゝめることは出来ないのである。

五 そこで、申立趣旨記載の裁判を求めためこの申立を行います。

疎明方法

一 昭和五一年(ワ)第九三・九四号第三者異議請求事件書 一通

二 国際経済 月号関係部分抜すい 一通

会計報告(79.1/15~2/14)

収入	会費	96,000
	ニュース購読料	3,600
	コピー代金	29,000
	カンパ	125,000
	計	253,600
支出	ニュース代金	28,000
	郵送料	7,700
	為替手数料	1,295
	控訴第2回公判援助費	266,300
	(交通費)	110,000
	(行動費)	110,000
	(宿泊費)	46,300
	会場費	17,500
	印紙代	7,000
	コピー料金	44,000
	事務用品費	5,200
	計	377,065
	差引	-123,465
	借入金合計	404,514